

令和 2年 3月31日
建住 第 6188 号

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の取扱いについて

建築物エネルギー消費性能基準適合認定に係る申請において山梨県手数料条例（平成12年山梨県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の188の項イ（2）又は同項ロ（2）（一）に定める金額を適用する際の取扱いを下記のように定め、令和2年4月1日から適用する。

記

共同住宅において、条例別表第2の188の項イ（2）又は同項ロ（2）（一）に定める金額を適用する際に建築物エネルギー消費性能等を定める省令（平成28年経済産業省 国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ（3）及び同号ロ（3）に定める基準に適合するとしてなされた申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない。

以上